

産業廃棄物（特別管理産業廃棄物）処理業廃止・変更届出書作成上の留意事項

1 届出の必要な変更事項

次の事項に変更があった場合には、変更の日から10日（法人で登記事項証明書を添付すべき場合にあっては、30日）以内に届出を行わなければなりません。（事業の全部または、一部廃止の場合も同様です。）

- (1) 住所
- (2) 氏名、名称
- (3) 役員等
 - ① 営業に関し成年者と同一の能力を有しない未成年者の法定代理人
 - ② 法人の役員
 - ③ 発行済み株式総数の100分の5以上の株式を有する株主又は出資の額の100分の5以上の額に相当する出資をしている者
 - ④ 本店または支店（商人以外の者にあっては、主たる事務所または従たる事務所）の代表者等
 - ⑤ 継続的に業務を行うことができる施設を有する場所で、廃棄物の収集運搬、処分、若しくは再生の業に係る契約を締結する権限を有する者を置くところの代表者
- (4) 事務所、事業場の所在地（許可証に記載のある住所は除く。）
- (5) 事業の用に供する主要な施設並びにその設置場所及び主要な設備の構造または規模

2 様式

- (1) 産業廃棄物収集運搬業（処分業）の廃止または変更：様式第十一号
- (2) 特別管理産業廃棄物収集運搬業（処分業）の廃止または変更：様式第十七号

※ 廃止届出書の添付書類及び変更届出書の添付書類に基づき、必要となる様式を選択すること。

いずれの場合も2部（1部は届出者控え）を作成し、許可を取得した窓口へ提出すること。

3 廃止届出書の添付書類

変更事項	添付書類
一部廃止	<ul style="list-style-type: none">◆ 該当事項<ul style="list-style-type: none">・ 取り扱う産業廃棄物の種類の減少・ 積替保管の廃止◆ 添付書類<ul style="list-style-type: none">・ 許可証（許可証の書き換えを行います。）
全部廃止	<ul style="list-style-type: none">◆ 該当事項<ul style="list-style-type: none">・ 業の全部廃止◆ 添付書類<ul style="list-style-type: none">・ 許可証

4 変更届出書の添付書類

※登記事項証明書及び住民票等の証明書類は、交付から3ヶ月以内のものを添付して下さい。

変更事項		添付書類	
氏名・名称	法人の場合	<ul style="list-style-type: none"> 定款または寄付行為 登記事項証明書（履歴事項全部証明書） 	
	個人の場合	<ul style="list-style-type: none"> 住民票抄本（本籍の記載のあるもの） 変更する者に後見人等が登記されていないことの証明（後見登記等に関する法律に規定する登記事項証明書） 	
役員・株主等	<ul style="list-style-type: none"> 別紙1（新旧対照表） 別紙6（誓約書） 変更する者の本籍地の記載のある住民票抄本 変更する者に後見人等が登記されていないことの証明（後見登記等に関する法律に規定する登記事項証明書） 株主法人の登記事項証明書（履歴事項全部証明書） 法定代理人の変更であって、法定代理人が法人である場合には、登記事項証明書（履歴事項全部証明書）及び役員の住民票抄本（本籍の記載のあるもの） 		
住所	法人の場合	<ul style="list-style-type: none"> 登記事項証明書（履歴事項全部証明書） 	
	個人の場合	<ul style="list-style-type: none"> 住民票抄本（本籍の記載のあるもの） 案内図（住宅地図の写し等） 	
	※住居表示 (市町村合併・区画整理などによるもの)	上記の書類または、 <ul style="list-style-type: none"> 市区町村長の発行する住居表示変更の証明書 	
事務所及び事業場の所在地	<ul style="list-style-type: none"> 案内図（住宅地図の写し等） 		
主要な施設並びにその設置	運搬車両（容器）	<ul style="list-style-type: none"> 別紙2（車両一覧） （変更前と変更後が分かるように「新規・継続・廃止」の区分に○を付けること。） 別紙4（カラー写真・車両の斜め前及び斜め後から撮影） 自動車車検証の写し（有効期限内のもの） 自動車車検証上の使用者が届出者と異なる場合、届出者が当該車両の使用権原を有することを証する書類（賃貸借契約書または使用貸借契約書の写し） 	
	運搬車両以外の施設	<ul style="list-style-type: none"> 構造を明らかにする平面図、立面図、断面図、構造図及び設計計算書並びに当該施設の付近の見取図等 届出者が使用権原を有することを証する書類 	

変更届の提出先は、次のとおり

前橋市の窓口

前橋市役所 廃棄物対策課

〒371-8601 群馬県前橋市大手町2-12-1 TEL：027-898-5953

高崎市の窓口

高崎市役所 産業廃棄物対策課

〒370-8501 群馬県高崎市高松町35-1 TEL：027-321-1325

群馬県の窓口

1 中部環境事務所 廃棄物係

〒371-0051 群馬県前橋市上細井町2142-1 TEL. 027-219-2021

県内の管轄：前橋市、伊勢崎市、玉村町、渋川市、榛東村、吉岡町

2 西部環境森林事務所 廃棄物係

〒370-0805 群馬県高崎市台町4-3 TEL. 027-323-4021

県内の管轄：高崎市、安中市、藤岡市、神流町、上野村、富岡市、下仁田町、南牧村、甘楽町

3 吾妻環境森林事務所 総務環境係

〒377-0424 群馬県吾妻郡中之条町大字中之条町664 TEL. 0279-75-4611

県内の管轄：中之条町、東吾妻町、長野原町、嬭恋村、草津町、高山村

4 利根沼田環境森林事務所 総務環境係

〒378-0031 群馬県沼田市薄根町4412 TEL. 0278-22-4481

県内の管轄：沼田市、片品村、川場村、みなかみ町、昭和村

5 東部環境事務所 廃棄物係

〒373-0033 群馬県太田市西本町60-27 TEL. 0276-31-2517

県内の管轄：太田市、桐生市、みどり市、館林市、板倉町、明和町、千代田町、大泉町、邑楽町

◆ 群馬県の留意事項

(申請者が群馬県内に所在)

- ・ 5事務所のうち、申請地を管轄する窓口へ提出

(申請者が県外に所在)

- ・ 新規申請は、5事務所のうち任意の窓口へ提出
- ・ 更新申請及び変更届は、原則として新規申請を行った窓口へ提出